

会社法第 801 条第 1 項に基づく開示書面

2026 年 7 月 29 日

株式会社ジャパンディスプレイ

2026 年 7 月 29 日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区東品川二丁目 2 番 8 号
スフィアタワー天王洲
株式会社ジャパンディスプレイ
代表執行役社長 CEO 明間 純

当社（2026 年 6 月 24 日付けで、東京都港区西新橋三丁目 7 番 1 号より本店移転しました。）は、JDI Design and Development 合同会社（住所：東京都港区西新橋三丁目 7 番 1 号。以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、消滅会社と吸収合併（以下「本合併」といいます。）し、当社は、消滅会社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社は解散しました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における第 789 条（会社法第 793 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

消滅会社は、会社法第 793 条第 2 項により準用する同法第 789 条第 2 項（第 3 号を除く。）に基づき、2026 年 5 月 25 日付けで官報による公告を行うとともに、知れている債権者に対し個別の催告を行いました。異議申述期限までに、同条第 1 項に基づく消滅会社の債権者による異議はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主より、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、2026 年 5 月 25 日付けで株主に対し通知を行いましたが、同条第 1 項に従い当社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2026 年 5 月 25 日付けで官報及び電子公告による公告を行いましたが、異議申述期限までに、同条第 1 項に基づく当社の債権者による異議はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、2026 年 7 月 1 日をもって、消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 7 月 1 日以降、当社の本店移転に係る登記が完了次第、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

6. その他の本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。